

## 告 示

直方市告示第 232 号

### 直方市住民税課税作業支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施

直方市住民税課税作業支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 28 日

直方市長 大 塚 進 弘

### 記

#### 1. 目的

本市における市・県民税を主とする市税賦課業務において、更なる市民サービスの向上のためには、本市税務課職員の業務内容・範囲を改めて見直し、徴税吏員以外の者が処理できる業務の一部を民間事業者へ委託することによって、民間活力と職員の適切な役割分担を図り、業務の効率化をより一層推進していく必要があると考えられる。そこで、本業務の特性を理解しつつ、質の高い安定したサービスを積極的に提案できる事業者で、業務遂行に最適な能力を有する者を、企画提案方式によって決定するものである。

#### 2. 業務概要

- (1) 業務名称 直方市住民税課税作業支援業務委託
- (2) 業務場所 直方市殿町 7 番 1 号 直方市役所庁舎 1 階及び 8 階大会議室
- (3) 業務内容 「直方市住民税課税作業支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 業務体制 仕様書のとおり
- (5) 業務期間 令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 6 月 30 日、令和 9 年 1 月 4 日から令和 9 年 6 月 30 日、令和 10 年 1 月 4 日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。ただし、契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日までは本委託業務運営に向けての業務準備及び引継ぎの期間とする。

### 3. 契約上限金額

提案上限額は下記のとおりとする。ただし、金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

なお、参考見積書の金額が契約上限金額を超過した場合は失格とする。

金額 (令和8年1月5日から令和8年6月30日、令和9年1月4日から令和9年6月30日、令和10年1月4日から令和10年6月30日まで計18カ月分)

40,200,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)  
44,220,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

{内訳 ( )内は税抜き}

令和8年1月5日から令和8年3月31日	8,800,000円 (8,000,000円)
令和8年4月1日から令和8年6月30日	5,940,000円 (5,400,000円)
令和9年1月4日から令和9年3月31日	8,800,000円 (8,000,000円)
令和9年4月1日から令和9年6月30日	5,940,000円 (5,400,000円)
令和10年1月4日から令和10年3月31日	8,800,000円 (8,000,000円)
令和10年4月1日から令和10年6月30日	5,940,000円 (5,400,000円)

### 4. スケジュール

事業者の募集から、事業者の決定、事業着手、運用開始までの流れについては、次のとおりとする。なお、事業スケジュールについては現時点の予定であり、変更する可能性がある。

- (1) 公募開始 令和7年8月28日(木)
- (2) 参加申込書提出期限 令和7年9月11日(木) 午後5時まで
- (3) 質問票の提出期限 令和7年9月16日(火) 午後5時まで
- (4) 質問票の回答送付 令和7年9月18日(木) 午後5時までに
- (5) 企画提案書提出期限 令和7年9月19日(金) 午後5時まで
- (6) 書類審査(第1次審査) 令和7年9月24日(水)
- (7) プレゼンテーション(第2次審査)  
令和7年9月30日(火)
- (8) 審査結果通知(受託候補者決定)  
令和7年10月上旬
- (9) 契約締結 令和7年10月下旬
- (10) 業務準備期間 契約締結日の翌日から令和7年12月26日
- (11) 業務開始日 令和8年1月5日

## 5. 参加要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次の要件を全て満たす者であること。なお、複数の事業者による共同提案については参加を認めない。

- (1) 令和7年度直方市入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (2) 告示日から受託候補者決定までの期間において、直方市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 主たる営業所または従たる営業所の所在地が福岡県内にあり、迅速な対応及び連絡調整が可能であること。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」かつ「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を取得していること。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本仕様書記載事項の内容を速やかに満たすことができるとともに、業務に精通した者を従事させることができること。

## 6. プロポーザル参加申込書等の提出方法

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ プライバシーマーク認証写し及びISMS認証の写し

### (2) 提出期限 令和7年9月11日（木）午後5時まで

### (3) 提出先 下記12のとおり

### (4) 提出方法

提出書類はすべて電子データとし、電子メールで提出すること。なお、電子メールで送信する場合は、送信後に担当者へ電話で連絡して着信を確認すること。電話連絡は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。

### (5) 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、令和7年9月22日（月）午後5時までに、理由を付した参加辞退届（様式7）を電子メールで提出すること。

## 7. 質問の受付及び回答方法

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり質問票により提出すること。また、質

問の内容は、参加申込書及び企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。

- (1) 提出書類 質問票（様式 5）
- (2) 提出期限 令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 5 時まで
- (3) 提出先 下記 12 のとおり

(4) 提出方法

質問書を電子メールで提出すること。なお、送信後に担当者へ電話で連絡し、着信を確認すること。電話連絡は、市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(5) 質問に対する回答

令和 7 年 9 月 18 日（木）午後 5 時までに電子メールにより回答するとともに、質問及びその回答の内容を取りまとめ、市ホームページに掲載する。

## 8. 企画提案書の作成及び提出方法

(1) 提出書類

- ア 会社概要（様式 2）
- イ 同種・類似業務実績一覧（様式 3）
- ウ 企画提案書（任意様式）
- エ 見積書（様式 4）及び見積内訳書（任意様式）

(2) 提出期限 令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出先 下記 12 のとおり

(4) 提出方法

提出書類はすべて電子データとし、電子メールでの提出もしくは、提出書類を格納した CD-R 等の電子媒体を、窓口へ持参して提出すること。なお、電子メールで送信する場合は、送信後に担当者へ電話で連絡して着信を確認し、持参する場合は、事前に電話連絡のうえ持参すること。電話連絡及び窓口への持参は、市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(5) 留意事項

見積書は押印不要とし、発行責任者の役職及び氏名、担当者氏名、連絡先電話番号を記載すること。

企画提案書は任意様式とするが、表紙及び目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。

表紙には以下の事項を記載すること。

- ・ 宛名 「直方市長」
- ・ 提案書表題 「直方市住民税課税作業支援業務委託提案書」
- ・ 提案者名

また、提案内容については、以下の項目について記載するものとする。なお、プレゼンテーション時には公平性の確保のため、提案者の事業者名を伏せて審

査を実施することから、企画提案書表紙に記載する提案者名については参加申込書到着後に担当者が指定するプロポーザル用の名称を記載すること。また、事業者の名称や事業者が特定できるような情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。

ア 会社概要

- ・安定した業務の実施が可能であるか会社の規模等を記載すること。

イ 業務実績

- ・本業務に活かすことができる同種・類似の実績をポイントとともに記載すること。

ウ 基本方針

- ・業務効率化達成のための取り組みとして、基本方針を記載すること。

エ 業務の進行管理

- ・業務遂行における進行管理方法、及び業務内容の具体的な提案について記載すること。

オ 業務履行のスケジュール

- ・実施計画（業務開始前の事前準備を含む）について記載すること。

カ 業務施行体制（組織体制、業務責任者等）

- ・業務の管理体制（人員配置計画、管理者配置、指揮・命令系統、委託者との連絡体制）について記載すること。

キ 業務施行体制（人材育成、人材確保、従事者管理、採用方針、雇用形態等）

- ・人材育成の方針や研修計画、教育体制、人材確保（地元採用への配慮等）の方針について記載すること。

ク 支援体制

- ・業務従事者の突発的な欠員等による支援体制について記載すること。

ケ 個人情報の保護

- ・個人情報の取り扱い、及び漏洩防止のための対策について記載すること。

## 9. 審査方法及び選定について

### (1) 審査方法

審査方法は、企画提案書等提出書類の審査（第1次審査）、及び企画提案に基づくプレゼンテーション（第2次審査）とし、「直方市住民税課税作業支援業務委託プロポーザル審査基準」に基づき審査する。なお審査は、本市職員を審査委員として行う。

### (2) 書類審査（第1次審査）

企画提案書等による提案内容について審査・採点を行い、総合計点が高い上位3者を選定する。

ア 提案者が3者以下の場合、書類審査は実施しない。

イ 評価が同点の場合は、審査項目の「提案書」の得点の合計額が高い者を上

位とし、なお同点の場合は、さらに審査項目の「業務実績」の得点を合計して高い者を上位とする。

ウ 結果の通知については、結果の如何にかかわらず、すべての提案者に書面にて速やかに通知する。

エ プレゼンテーション（第2次審査）の詳細については、書類審査によって選定された者に別途通知する。なお、通知のあった者は、プレゼンテーション出席者報告書（様式6）を電子メールで提出すること。

(3) プレゼンテーション（第2次審査）

書類審査によって選定された者による提案プレゼンテーションを実施して、その提案内容について審査・採点を行い、総合計点が一番高い者を受託候補者として決定する。

ア プレゼンテーションの時間は30分以内（説明20分以内、質疑10分以内）とする。

イ 提案は、提案者が口頭にてプレゼンテーションを行うものとする。

ウ 提案への参加人数は3名以内とし、プレゼンテーション出席者報告書（様式6）に記載のある者とする。

エ 提案者は、審査中に事業者名等、提案者が特定できるような情報を公表しないこと。

オ スクリーンが必要な場合は本市において準備するが、その他必要な機器については提案者が準備すること。

カ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

キ 提案者が1者のみの場合もプレゼンテーションは実施する。ただし、採点結果が最低基準点に満たない場合は選定しない。

ク 採点の結果、2者以上が最高得点となった場合、審査項目の「業務の進行管理」、「人材育成、人材確保、従事者管理、採用方針、雇用形態等」、「支援体制」の得点の合計額が高い者を上位とし、なお同点の場合は、さらに審査項目「見積金額」の得点を合計して高い者を上位とする。なおも同点の場合は、同点者による抽選で、上位者を決定する。

ケ 結果の通知については、結果の如何にかかわらず、すべての提案者に書面にて速やかに通知する

10. その他

(1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、業務及びスケジュールを変更または中止する場合がある。

(2) 本プロポーザルに要する費用は応募者の負担とする。

(3) 提案書提出期限後の差し替え、追加、削除は認めない。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 提出された書類等は、直方市が審査及び説明等、必要に応じて使用できるもの

とし、本プロポーザル以外には使用しない。

- (6) 提出された書類は原則公開しない。ただし、直方市情報公開条例（平成 31 年 3 月 22 日条例第 3 号）に基づく情報開示請求があった場合は、当該法人等の権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、開示することとする。このため、開示されることによって提案者が不利益を被るおそれのある情報は、極力含まないように留意し、当該情報が含まれる場合には適切な措置を講じること。
- (7) 審査の経緯、審査内容に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立てには応じない。
- (8) 契約期間中の賃金水準・物価水準の変動について勘案したうえで積算すること。
- (9) 本委託契約は、直方市公契約条例（平成 25 年直方市条例第 28 条）の対象案件とする。
- (10) ここに記載していない内容について疑義が生じた場合は、直方市と関係者との協議で決定する。

#### 11. 別添様式等

- ・（様式 1）プロポーザル参加申込書
- ・（様式 2）会社概要
- ・（様式 3）業務実績一覧
- ・（様式 4）見積書
- ・（様式 5）質問票
- ・（様式 6）プレゼンテーション出席者報告書
- ・（様式 7）参加辞退届

#### 12. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒822-8501 福岡県直方市殿町 7 番 1 号 直方市税務課⑩番窓口

担当者：大里・木下・岸田

電話：0949-25-2141（直通）

F A X：0949-25-2119

E-mail：n-zeimu@city.nogata.lg.jp